

土地・建物などに関する届け出

● 土地取引

土地を取り引きするとき

(公拡法にもとづく事前届け出)

問 企画課 ☎0297-21-2181

都市計画施設などの区域200㎡、それ以外の市街化区域5,000㎡以上の土地を有償で譲渡する場合には、譲渡予定日の3週間前までに市に届け出なければなりません。届出日から3週間以内に買取協議団体の有無が通知されますので、買取協議団体「有」の場合は、買い取りを希望する団体と買取協議を行っていただくことになります。

この協議が不成立になった以後でなければ、土地を譲渡（売買）することはできません。

土地を取り引きしたとき

(国土法にもとづく事後届け出)

問 企画課 ☎0297-21-2181

市内にある市街化区域2,000㎡以上、または市街化調整区域5,000㎡以上の土地を取り引きしたときは、契約後2週間以内に市に届け出なければなりません。届け出が必要な土地取引とは、売買のみならず交換や譲渡担保、代物弁済などの権利移転も含まれます。

農地の取り引き・転用

問 農業委員会事務局 ☎0297-21-2206

登記または現況の地目が「農地」であるものを取り引きする場合や住宅、店舗、資材置き場、駐車場など農地以外の用途に転用する場合、農地法にもとづく許可申請または届出が必要となります。

● 土地利用

資材置場等を設置するときは

問 生活環境課 ☎0297-21-2189

「坂東市資材置場等の土地利用に関する指導要綱」による、届出書の提出および関係法令等担当課との事前調整が必要になります。

※資材置場等：屋外において、土石、再生資源、土木建築資材、資機材、車両、車両に関する部品やその他の物件を堆積または保管する場所

● 道路

問 道路管理課 ☎0297-21-2196

道路を使用するとき

合併浄化槽からの排水を側溝に流すときや、宅地への出入口を設置する場合など、市道を占用するときは道路管理課へご相談ください。

● 建築

問 都市整備課 ☎0297-21-2197

住宅などを建築するときは

建築基準法の規定により、建築確認が必要となります。市街化区域の場合は、用途地域などによって、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどが制限されています。市街化調整区域の場合は、原則、建築確認を受ける前に開発行為の許可が必要となります。

開発行為の制限

市街化区域500㎡以上および市街化調整区域（面積にかかわらず）の土地を宅地に造成する場合などは、開発行為の許可が必要となります。

屋外広告物の許可

看板、広告塔、広告板などの屋外広告物を表示する際には、原則、許可が必要となります。

許可には、有効期間（最長3年）があり、一度許可を受けた屋外広告物でも、引き続き表示する場合は、更新許可が必要となります。



行政書士・司法書士・土地家屋調査士 エリアマップ5区 E-2

行政書士・司法書士・土地家屋調査士

飯田事務所

登記・測量・分筆・地目変更・相続・各種許認可申請
お客様の立場で誠実に対応いたします。

■坂東市弓田614
■TEL:0297-38-6554
■FAX:0297-34-0790
■E-mail:info@iida-office.org

◆お気軽にご相談ください。お待ちしております。



建設業

エリアマップ6区 C-5

“創業40年” 地域を建設・土木の力で支える 有限会社山口建設

土木工事や道路敷設工事を始め、社会基盤の構築という観点から地域を支えるべく、日々情熱を持って取り組んでおります。

■坂東市大口2860
■TEL:0297-39-2820 ■FAX:0297-39-2142
■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜・祝日・第3土曜日
■URL: <http://yamaken-ibaraki.com/>

